

No	要 望 事 項	区分	市の重点要望項目			県に対する市長会要望項目			近畿市長会			市所管部
			R2	R3	R4	R2	R3	R4	R3	R4	R5	
1	災害被災者の生活再建支援に係る制度の拡充等見直しについて	継続	◎			◎	◎	◎				市長公室
2	新駅問題の早期解決について	継続	◎									建設部
3	新駅問題（後継プラン）の取り組みについて	継続	◎									建設部、産業経済部
4	防災・減災対策の充実強化について	継続	◎			◎	◎	◎				市長公室
5	滋賀県市町振興資金による財政支援について	継続										市民政策部
6	「公共施設等適正管理推進事業債」（長寿命化事業）の対象拡大について	継続	◎			◎	◎	◎				市民政策部
7	新型コロナウイルス感染症にかかる地方財政支援について	継続					◎	◎				市民政策部
8	産業廃棄物最終処分場問題の早期解決について	継続	◎									生活環境部
9	民間事業者の地域材利用建築物に対する支援について	継続	◎									産業経済部
10	守山栗東雨水幹線の事業促進について	継続										上下水道事業所
11	地域生活支援事業の国・県補助額の適正化について	継続										健康福祉部
12	子ども福祉医療費助成の国または県での統一について	継続										健康福祉部
13	国民健康保険地方単独事業国庫負担金の減額措置の廃止について	継続	◎									健康福祉部
14	保育所等の園外活動時の安全確保について	継続	◎	◎	◎	◎	◎	◎				子ども青少年局
15	幼児教育・保育の充実について	継続	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	子ども青少年局
16	企業立地にかかる支援について	継続		◎	◎							産業経済部
17	東部地区新産業拠点における工業用水道の整備について	【新規】			◎			◎				産業経済部
18	一級河川の改良事業等促進について	継続	◎			◎	◎	◎				建設部
19	野洲川改修事業の促進等について	継続	◎			◎	◎	◎				市民政策部
20	野洲川高水敷の管理用道路の整備と弾力的な運用について	継続										教育部、建設部
21	国道バイパスに関する事業促進について	継続	◎			◎	◎	◎				建設部
22	国道等（1号・8号、栗東第二IC）の合流箇所における歩道整備について	継続										建設部
23	県施行による都市計画道路等の事業促進について	継続	◎			◎	◎	◎				建設部
24	県道栗東信楽線の改修整備の計画について	継続	◎									建設部
25	道路事業費の確保について	継続	◎			◎	◎	◎				建設部
26	急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の要件緩和について	継続	◎			◎	◎	◎				建設部
27	コミュニティバス運行対策費補助金制度の見直しについて	継続										建設部
28	JR在来線（草津線・琵琶湖線）の整備について	継続	◎									建設部
29	住宅事業費の確保について	継続	◎									建設部
30	都市計画公園栗東健康運動公園整備事業に対する支援について	継続	◎									建設部
31	特別支援教育加配教員の配置について	継続	◎			◎	◎	◎				教育部
32	特別支援学級の編制基準の引き下げについて	継続	◎			◎	◎	◎				教育部
33	公立学校施設大規模改造事業に対する国の財政的支援の堅持について	継続	◎									教育部
34	小学校における教科担任制の導入の促進について	継続	◎									教育部
35	G I G Aスクール構想実現のための支援の充実について	継続		◎	◎		◎	◎				教育部
36	医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業の充実について	【新規】						◎				健康福祉部
37	警察活動推進体制の整備について	継続	◎									市長公室

市の重点要望項目については、◎印が重点項目、空欄は一般項目です。

新規	継続		近畿 共通番号	128回 (R3 春) 議案番号	令和4年1月21日 総合調整会議 資料2
	変更あり	変更なし			
—	○			3号-1 (7) イ・オ・カ・キ	

要望議案の概要（近畿市長会）

6

令和4年 月 日作成

議案名：幼児教育・保育等の充実について	提出府県市長会：滋賀県市長会 (守山市・栗東市)
<p>要望文案</p> <p>女性の就業率の上昇に加え、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の影響などによる保育需要の大幅な増加に対応するため、待機児童の早期解消に向けて令和3年度からスタートした「新子育て安心プラン」に基づく取組を着実に推進するとともに、市町において必要な方に確実に保育が提供できるよう、地域の実情を踏まえ、必要な保育の受け皿の整備に加え、慢性的に不足する保育人材の養成および確保ならびに定着化、更には幼児教育・保育の質の向上策について、国の責任のもと必要な財政支援策を講じること。</p> <p>特に、公立保育所等が地域で果たしている役割とその必要性等を踏まえ、地域の子育て支援の拠点として更に充実していくため、私立認可保育所同様の財政支援を行うこと。また、保育従事者自身の仕事と家庭の両立支援や、仕事を続けやすい環境の整備、更には保育人材の確保と定着化に向けて、更なる基本賃金のベースアップのための制度見直しを行うとともに、保育士等の保育従事者の業務負担軽減を図るため、受講が義務付けられている各種研修・講習等の講習内容の共通化による負担軽減と受講費用に対する支援、及び保育所等のICT化推進事業の拡充など、さらなる財政支援の充実を図ること。加えて、通常とは異なるコロナ禍の中で保育を続けている保育士への慰労金の給付や更なる処遇改善等の取組を早急に進めること。</p> <p>併せて、無償化を契機として、子どもの育ちに最も重要な家庭における良好な親子関係の中での養育が安易に放棄されることがないように、家庭での養育の重要性とともに、適切な保育サービス利用に向けた啓発についても並行して行うこと。</p> <p style="text-align: center;">——以下は守山市単独要望——</p> <p>また、地域の実情を踏まえた放課後児童健全育成事業の推進のため、認定資格研修の実施主体に市区町村を加えられたい。</p>	
<p>提案理由（要望事項の説明・問題点）</p> <p>国においては、待機児童の解消に向けて、平成25年度からの5年間は「待機児童解消加速化プラン」、平成30年度からの3年間は「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿の拡大やそれを支えるための保育人材の確保などの取組が進められてきたところではあるが、遅くとも令和2年度末までに待機児童ゼロという目標を達成することが出来なかった。</p> <p>そのことを受けて、令和3年度から令和6年度末までの4年間に約14万人分の保育の受け皿を整備することを目標として「新子育て安心プラン」が策定され、①地域の特性に応じた支援、②魅力向上を通じた保育士の確保、③地域のあらゆる子育て資源の活用を柱に各種取組が推進されているところである。保育行政の実施主体である市町において、喫緊の課題である待機児童の解消に向けては、保育の受け皿の整備や保育人材の確保と定着化に向けた取組の一層の強化が求められるところであるが、とりわけ、保育人材の確保と定着化については、年々深刻化する保育人材不足の現状に加え、女性の就業率の更なる上昇を踏まえた保育需要の増加に対応するための保育人材を確保することは極めて困難な状況である。</p>	

長時間に亘り保育を行う園現場においては、職員の業務負担が大きいことから離職率も高く、また「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を令和4年2月から実施することとされたところであるが、~~コロナ禍による負担も増え、給与面でも依然として全産業における平均給与額を下回っており、これまで実施してきた処遇改善等では十分な効果が得られず、比較的給与が高額な大都市圏への保育人材の流出も招いている。~~

また、資格情報を持たない基礎自治体においては、潜在保育士の掘り起こしも進まない状況に加え、京滋では、保育士等を目指す学生の減少等が進んでいるため、現行の奨学金制度の充実を図り、保育人材供給のための抜本的対策が急務である。

このことから、現在の保育需要の大幅な増加に対応していくためには、「新子育て安心プラン」がスタートした令和3年度以降においても、引き続き、地域の特性に応じた待機児童解消のための受け皿の整備、保育人材の養成と確保、幼児教育・保育の質の向上策について、国の責任において恒久的な支援措置を求めるものである。

加えて、保育人材の確保と定着化に向け、専門職としての社会的地位の向上、保育士等の保育従事者の業務負担の軽減を図るための各種補助制度の拡充、給与を含めた待遇改善に向けた施策展開さらには、保育士・幼稚園教諭の資格制度そのものの体系の見直しなど、財政支援を含めた施策の充実を求めるものである。

—————以下は守山市単独要望—————

放課後児童クラブは、保護者の就労等による保育を必要とする児童の放課後の遊びや生活の場を提供する事業であり、今般の新型コロナウイルス禍においては、小学校児童の安全・安心を支える社会的基盤として、重要な役割を果たしているところ。

しかしながら、クラブを運営する支援員は、人員確保や定着化が難しく、慢性的に不足している状況である。

クラブの運営基準は既に参酌化されており、国の基準によらず、市区町村独自の基準を設け、手厚い保育を実施できるにもかかわらず、放課後児童支援員認定資格研修の権限については、未だ市区町村に権限移譲がなされていない。

（放課後児童支援員認定資格研修の実施主体は、当初、都道府県のみ限定されていたが、政令市、中核市と段階的に権限移譲がなされてきたものの、放課後児童健全育成事業の実施主体である市区町村には未だ権限移譲がなされていない）

担当省庁：内閣府、厚生労働省、文部科学省

関係法令（〇条〇項）・要綱・通知・補助制度 等

・子ども・子育て支援法

—————以下は守山市単独要望—————

・放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）

参考 令和3年度 秋の近畿市長会役員会提出議案
(滋賀県提出分)

令和4年1月21日
総合調整会議 資料3

令和3年度近畿市長会役員会提出議案一覧表

提出議案	提出市	新規	継続	近 畿		
				R3 春の議案	共 通	
1 地域手当における自治体職員の給与格差について	近江八幡市		○	P2	1号-9	
2 教育支援体制整備事業費補助金（切れ目のない支援体制整備充実事業）について 【医療的ケアのための看護師配置事業】	草津市		○	P7	3号-1(4) ウ	
3 外国語指導助手（ALT）の配置に係る財政措置について	長浜市		○	P7	3号-1(4) オ	
4 教職員定数等の充実改善について	大津市		○	P7	3号-1(4) キ・ク・ケ	
5 GIGA スクール構想の実現に向けた継続的な財政支援措置について	彦根市		○	P8	3号-1(6) ア	
6 幼児教育・保育等の充実について	守山市 栗東市		○	P8	3号-1(7) イ・オ・カ・キ	8
7 児童虐待防止対策強化のための支援について	米原市		○	P8	3号-1(8)	
8 国道バイパス及び地域高規格道路の整備促進と道路整備の財源確保について	東近江市 野洲市 湖南市		○	P11	4号-1(1) 4号-2	
9 防災・災害対策の充実と住民の安全確保について	高島市		○	P13 P14	5号-2 (1)～(3)	3
10 産業用地の確保に向けた取り組みについて	甲賀市		○	P16	6号-2	
11 国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援について	草津市	○				

議案第3号 社会福祉・公的扶助制度等について

1. 安心して子どもを産み育てることのできる環境整備を図るため、少子化対策事業、子育て支援事業、子どもの安全確保事業の一層の充実を図るとともに、次の項目について特段の措置を講じること。 **128～107（和110）**
 - (7) 幼児教育・保育の無償化について、次の措置を講じること。
 - イ 無償化の影響により保育需要が著しく増加していることから、令和3年度から4年間で計画期間とする「新子育て安心プラン」の取組を確実に推進するとともに、施設整備をはじめ、保育人材の養成と確保や幼児教育・保育の更なる質の向上策について、国の責任として早急かつ恒久的な措置を講じつつ、市町村の事務負担が増加している実情を踏まえ、無理のない実務運用が可能な制度に見直すこと。 **128～124（滋6・大48）**
 - オ 公立保育所等が地域で果たしている役割を踏まえ、地域の子育て支援の拠点としてより充実していくため、私立認可保育所同様の財政支援を行うこと。また、保育従事者の仕事と家庭の両立支援や、仕事を続けやすい環境の整備、さらには保育人材の確保と定着化に向けて、基本賃金のベースアップのための制度見直しを行うとともに、保育従事者の業務負担軽減のため、受講が義務付けられている各種研修・講習等の講習内容の共通化と受講費用に対する支援及び保育所等のICT化推進事業の拡充など、更なる財政支援の充実を図ること。加えてコロナ禍における保育士への慰労金の給付等、一層の処遇改善を早急に実現すること。 **128～127（滋6）**
 - カ 無償化を契機に、家庭における養育が安易に放棄されないことがないよう、家庭での養育の重要性とともに適切な保育サービス利用に向けた啓発を行うこと。 **128・R2秋（滋6）**
 - キ 地域の実情を踏まえた放課後児童健全育成事業の推進のため、認定資格研修の実施主体に市町村を加えること。 **128（滋6）**



選挙公報等の未配布事案について

1、選挙公報等の配布日程

選挙公報等の配布は、委託事業者により以下の日程で行われた。

令和3年

- 10月24日(日) 県から市に選挙公報等が送付。市から委託業者に選挙公報等を渡す。
- 10月25日(月)、26日(火)、27日(水) 選挙公報等の配布
- 10月30日(土) 夜、未配布地域である下鉤に急遽、選挙公報等を配布

2、選挙公報等の配布状況の調査

市では選挙公報等の配布状況を把握するため、以下の調査を行った。

- 11月10日(水) 自治会長にアンケート調査
- 11月12日(金) 市内在住職員にアンケート調査
- 11月25日(木) 市職員と委託事業者により未配布地域を現地調査

3、調査結果

2で行ったアンケート調査の結果や市民から電話等で寄せられた情報に基づいて、各地域の配布状況を分析し、配布済件数を算出(裏面別表のとおり)

4、選挙公報等の未配布の原因

委託事業者への聞き取りの結果、未配布の原因は、以下のとおり、委託事業者が配布の際、市の仕様及び協議内容を遵守しなかったことである。

- ・ ゼンリン住宅地図を使用して配布するよう指示し、その最新版の地図を渡していたものの、別の地図を使用したこと。
- ・ 配布済の世帯について、きちんと消し込みをしていなかったこと。
- ・ 委託事業者が、実際に選挙公報等を配布する配布員に仕様書の内容等を徹底できていなかったこと。また作業内容の監督を怠っていたこと。

(裏面へ続く)

別表 選挙公報等の配布状況

学区	自治会数	アンケート結果					選挙公報等の配布			
		アンケート	10/29(金) 以前に届 いた	10/30(土) 以降に届 いた	届かな かった	わから ない	未回答	配布予定数	配布済数 (推計値)	配布率
治田	10	自治会長	4	0	6	0	0	4,124	2,666	64.6%
		市内在住職員	11	0	8	2				
治田東	16	自治会長	6	0	1	1	8	2,830	2,468	87.2%
		市内在住職員	14	0	2	1				
治田西	12	自治会長	7	2	0	1	2	4,232	2,817	66.6%
		市内在住職員	4	3	8	5				
金勝	19	自治会長	10	0	4	2	3	2,249	1,969	87.6%
		市内在住職員	4	0	4	0				
葉山東	13	自治会長	7	0	1	1	4	2,787	2,734	98.1%
		市内在住職員	6	0	2	4				
葉山	10	自治会長	4	0	2	2	2	3,196	3,067	96.0%
		市内在住職員	11	0	1	2				
大宝東	12	自治会長	7	0	0	2	3	2,400	2,202	91.8%
		市内在住職員	9	0	2	1				
大宝	20	自治会長	15	0	3	0	2	3,405	3,153	92.6%
		市内在住職員	7	0	2	2				
大宝西	12	自治会長	6	0	2	2	2	2,107	1,898	90.1%
		市内在住職員	2	0	3	0				
合計			134	5	51	28	26	27,330	22,974	84.1%